

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の成長やそのステージに合わせ、有効かつ効率的なコーポレート・ガバナンスを行うことで、株主をはじめお客様や従業員及び取引先、更に地域社会など全てのステークホルダーにとって企業価値を長期的・継続的に高めることが、重要な課題であると考えております。具体的には、経営判断の迅速かつ的確な意思決定を図るなか、経営の透明性・健全性を維持するために、監査役監査、内部監査体制の強化、適切なIR活動を通じて、コーポレート・ガバナンスを機能させてまいります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--------------|-----------|-------|
| 山岡 正 | 1,082,100 | 43.83 |
| 山岡 江利子 | 173,400 | 7.02 |
| 丸千代山岡家社員持株会 | 105,800 | 4.29 |
| 株式会社エヌ・ジー・シー | 90,300 | 3.66 |
| 若杉 精三郎 | 66,300 | 2.69 |
| 塩尻 榮子 | 42,400 | 1.72 |
| 長野 博幸 | 37,900 | 1.54 |
| 一由 聡 | 36,900 | 1.49 |
| 楽天証券株式会社 | 32,800 | 1.33 |
| 朝日火災海上保険株式会社 | 24,600 | 1.00 |

| | |
|-----------------|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | — |
|-----------------|---|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

上記のほか、自己株式が11,700株あります。

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
|-------------|-----------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 1月 |
|-----|----|

| | |
|----|-----|
| 業種 | 小売業 |
|----|-----|

| | |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
|---------------------|--------------|

| | |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
|-------------------|---------|

| | |
|-------------------|-------|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |
|-------------------|-------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|----------------------------|---------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任していない |
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 5名 |
| 監査役の人数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人との連携状況

監査役は会計監査人による四半期会計レビュー及び期末会計監査の際に監査内容について確認しているほか、適宜会計上の課題についてヒアリングし助言等を受けております。また、会計監査人による監査の講評などから、財務報告・内部統制の状況などについて説明を受けており、連携強化に努めております。

なお、当社は平成24年4月に清明監査法人を会計監査人として選任しております。

2. 内部監査部門と監査役の連携状況

監査役は内部監査室が実施している監査について定期的な報告を受けております。必要に応じて監査役とも監査結果について情報を共有する等、連携強化に努めております。また、コンプライアンス委員会及びその下部組織であるリスク管理部会を定期的に開催し、監査役に報告しております。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況

内部監査室は、内部統制を含めた監査計画や状況、監査結果等について会計監査人と適宜連携しております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 4名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 4名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 津田 憲澄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 田中 東洋治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 斉藤 世司典 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 坂本 尚幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|----------------|---|
| 津田 憲澄 | ○ | 独立役員に指定しております。 | これまで上場企業の常勤監査役を経験しており、客観性及び中立性の観点からの全社的なコンプライアンスに対する意見などから、意思決定の妥当性を確保し経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。 また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。 |
| 田中 東洋治 | ○ | 独立役員に指定しております。 | 社会保険労務士の資格を有しており、コンプライアンスに対する意見にとどまらず労働法規関係の違法性についてもチェック可能なことから、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。 また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。 |
| 斉藤 世司典 | ○ | 独立役員に指定しております。 | 他社代表取締役であり、更に税理士資格を有しており豊富な社会常識や経営知識等を生かし、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。 また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。 |
| 坂本 尚幸 | ○ | 独立役員に指定しております。 | 財務経理の知見や経験及び一般事業会社での社外取締役や社外監査役の経験を当社の監査役監査に反映させることで、経営監視機能を果たすのに適任と判断し選任しております。 また、当社との一切の利害関係を有しておらず、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

第2回ストックオプションは行使期間終了となっており、新たなストックオプション等のインセンティブ付与を検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬額の総額を有価証券報告書に記載しております。
下記URLをご参照ください。
<http://www.yamaokaya.com/ir/library.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする組織は設置していません。
必要に応じて、重要な会議(取締役会等)に提案される議題やそれに伴う資料については、人事総務部から社外監査役に対し、事前に説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制といたしましては、監査役会設置会社であり、監査役には現在常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名を選任しており、3名全員が社外監査役であります。
経営上の最高意思決定機関である取締役会は、社内の事情に精通した社内取締役3名で構成されており、法令及び定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について報告、決議しております。
監査役も毎回出席して、必要に応じて意見の陳述を行っております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、それ以外にも必要に応じて随時開催し、重要事項の決定に際し的確な経営判断がなされるよう運営しております。また、経営上の法的な案件につきましては、コンプライアンスの観点から顧問弁護士よりアドバイスを受け、適切な事業運営に努めております。
会計監査については、清明監査法人と監査契約を締結しており、通常の監査に加え会計上の課題に対して適宜アドバイスを受け、会計の正確性・適法性確保に努めております。また、監査業務を執行した公認会計士の氏名は島貫幸治、北倉隆一の2名であります。
取締役及び監査役に対する報酬は、法令及び定款に基づき、株主総会の決議により総額を決定した上で、個別の報酬額を取締役については取締役会、監査役については監査役会により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役を選任していません。当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名全員を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。
コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的かつ中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役による監査が実施されることで、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。
当社の企業統治において、社外監査役の専門的かつ客観的な視点や、意見具申は有用であると考えております。社外監査役の独立性に関する基準や方針は明確に定めておりませんが、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係などの特別な利害関係がなく、高い見識に基づき当社の経営監視ができる人材を求める方針としております。
また、社外監査役のうち2名は社会保険労務士、税理士資格を有しており、労働関係諸法令や税法に精通しているため、会社法以外の遵法性についてもチェック出来る体制になっております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年3月、9月の年2回決算説明会を行っております。決算概要・今後の見通し等について代表取締役社長の山岡正が直接説明しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ上に、決算情報、適時開示資料、四半期・年次決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料を掲載しております。 【掲載URL】 http://www.yamaokaya.com/ir/index.html | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画室がIR業務を担当しており、担当者を配置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 | |
|------------------------------|---|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 経営者及び従業員全員が倫理的価値観に基づき行動するよう、企業行動規範を定めております。社内情報管理システム上での掲載や全従業員へのハンドブック配布等を通して周知に努めております。 | |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社の企業統治の体制といたしましては、監査役会設置会社であり、監査役には現在常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名を選任しており、全員が社外監査役であります。経営上の最高意思決定機関である取締役会は、社内の事情に精通した社内取締役3名で構成されており、法令及び定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について報告、決議しております。監査役も毎回出席して、必要に応じて意見の陳述を行っております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、それ以外にも必要に応じて随時開催し、重要事項の決定に際し的確な経営判断がなされるよう運営しており、現在の体制においても十分に経営の監視機能は保たれていると判断しております。

・内部統制システムの整備状況

取締役会と監査役会を定期的に開催し、それ以外にも必要に応じて開催することにより、迅速な経営意思決定に努めております。更に取締役及び部門長をメンバーとする部門長会議を定期的に開催し、リスクマネジメントの管理状況、業績に対する問題点の把握や対策の検討など、経営状況の確認の場として機能させております。また、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士より適宜専門的なアドバイスを受けられる体制を整えております。会計監査人であります清明監査法人からは、会計上の課題についても適宜指導・助言を受けております。なお、当社における企業統治体制は巻末に図示したとおりであります。

・リスク管理体制の整備状況

総合的なリスク管理については、コンプライアンス委員会を定期的に開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織として設置しているリスク管理部会を定期的に開催し、業務プロセス等において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとしております。個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えております。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとしております。また、法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用しております。なお、内部監査室が定期的にリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査役に報告しております。

2. 内部監査および監査役監査の状況

当社では社長直属の独立機関として内部監査室を設置しており、現在は室長1名体制であります。内部監査室では、規程に則り監査計画を策定して、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しております。また、効率的な監査を行うため、監査役とも監査結果について情報を共有する等、連携強化に努めております。

監査役には現在常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名を選任しており、全員が社外監査役であります。毎月1回定期的に監査役会を開催して監査役間の意見交換及び意思統一を図っております。また、必要に応じて内部監査室や監査法人とも情報交換を行い、監査機能の充実に努めております。また、必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査役から調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助しております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役津田憲澄、田中東洋治、斉藤世司典は、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係などの特別な利害関係はありません。また、社外監査役のうち2名は社会保険労務士、税理士資格を有しており、労働関係諸法令や税法に精通しているため、会社法以外の違法性についてもチェック出来る体制になっております。

なお、社外監査役は内部監査室及び会計監査人と相互連携を密にしており、内部監査室とは内部統制評価等を始めた情報共有を適宜行うとともに、リスク管理活動の状況等について内部統制部門から定期的に報告を受けております。また、会計監査人とは監査計画・監査報告等を含めた連携を定期的に行っており、監査役監査の充実を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」

当社は、「丸千代山岡家企業行動規範」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記し、行動基準としております。

「反社会的勢力排除に向けた整備状況」

1. 適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行っております。

2. 定期的に警察及び顧問弁護士等の専門機関とは情報交換を行っており、反社会的勢力・団体に対し、適切に対処がとれる体制が整っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項